

家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直しに関する検討表

当該検討表は、最近における獣医学の進歩等により、種別及び備考の追加、変更及び削除を必要とするものについて見直しを行うため、令和 2 年度病傷給付適正化のための家畜診療実態調査を実施し、その結果をまとめたものに、事務局からの提案を加え整理したものである。

(1) 種別及び備考の追加

追加する種別又は区分の名称	追加する種別又は区分についての説明	追加箇所	直接費（A種点数）及び技術料（B種点数－A種点数）が近似と思われる既存の種別の番号及び名称	追加の理由	方針案
遠隔診	説明資料 2－1 に記載				(事務局からの提案)
同時診	集団発生した疾病の治療に時間（2 時間位）を要する時。	第 1 診察料	4 滞在診	大規模農場等で集団発生した疾病を治療する場合、長時間かかるため、他の往診ができなくなる時がある。	追加しない。 検査技術料等は薬治、検査、注射、処置、手術等の種別に含まれると解されるため。
採血、導尿による採尿以外の検体採取	鼻汁、糞便等の採取	第 4 検査料	11点程度	特に鼻汁の採材には技術が必要。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
鼻腔・咽頭スワブ採取	第 4 検査料の備考において、検査のための鼻腔・咽頭スワブの採取も除くものとし、鼻腔・咽頭スワブの採取を種別として追加する。	第 4 検査料		呼吸器病の診断のための検査に用いる鼻腔・咽頭スワブの採取には、入念な保定と鼻腔周囲の消毒、綿棒を必要とするため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
カテーテル採尿	尿道カテーテルを使用した尿の採取	第4検査料	57 導尿	現在、尿検査のために導尿により採尿した場合は「57 導尿」を適用しており、処置の目的と点数表上の分類を整合させるため。	(事務局からの提案)
角膜検査	角膜の状態を検査する。	第 4 検査料	23 寄生虫検査	検査するのに試薬や特殊な検査機器を必要とするため。	追加しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。
胃内容逆流検査	経鼻カテーテルによる胃内容の逆流検査。	第 4 検査料	47 投薬（胃カテーテルによる投薬）	馬の急性腹症時に腸捻転の有無、捻転部位の推定、予後判定などに有用。	追加しない。 一般に普及している診療行為といえないため。

(説明資料2)

追加する種別又は区分の名称	追加する種別又は区分についての説明	追加箇所	直接費（A種点数）及び技術料（B種点数－A種点数）が近似すると思われる既存の種別の番号及び名称	追加の理由	方針案
膣検査	繁殖障害等で膣及び外口を検査した時に適用。	第4検査料	24 直腸検査	・現在、診療点数表適用細則に基づき、膣検査のみを行った場合は給付の対象としないとしているが、膣検査は繁殖障害の検査法として重要であるため。 ・産道異常・膣内出血などの確認は、直腸検査と同様の直接費及び技術料を要する。 ・胎盤排出後の悪露停滞、分娩に伴う産道の状況（開口や膣内の裂傷）および胎子の確認などに必要。検査前には陰部の洗浄など直腸検査以上に手間を要する。 ・胎盤停滞、悪露停滞の確認に必須。保定、陰部消毒洗浄、膣鏡の使用等、作業が煩雑。	追加しない。 （平成28年度の家畜共済小委員会で議論済）
跛行診断	歩様により痛い足を特定する。	第4検査料	23 寄生虫検査	跛行診断するのに知識と診断技術が必要で、診断するのに時間を要する。	追加しない。 （平成28年度の家畜共済小委員会で議論済）
ピンプリックテスト（神経学的検査）	患肢を注射針で刺激し痛覚反射の有無を診断する。	第4検査料	38 皮下注射（皮内注射）、 67 その他の外科処置（乱刺）	起立不能時に肢の神経麻痺の診断が必要なため。	追加しない。 診察に含まれると解されるため。
寄生虫検査の細分化	検体ごと（糞便、皮膚等）、対象となる寄生虫ごとに細分化。	第4検査料		・検体、対象となる寄生虫ごとにコストが異なる。 ・検査キットにより、寄生虫及びウイルスだけでなく、大腸菌の検査も行えるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
糞便検査	糞便に係る潜血、PH等の検査。	第4検査料		・現在、診療点数表適用細則に基づき、糞便の潜血反応検査を行った場合は「尿検査」を適用しているが、異常発酵等を診断するため、糞便のpHを測定することがある。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。

(説明資料2)

追加する種別又は区分の名称	追加する種別又は区分についての説明	追加箇所	直接費（A種点数）及び技術料（B種点数－A種点数）が近似すると思われる既存の種別の番号及び名称	追加の理由	方針案
牛伝染性リンパ腫ウイルス遺伝子検査	LAMP法による牛伝染性リンパ腫ウイルスの検出。	第4検査料	直接費は17 細菌分離培養検査（91点）、技術料は21 その他の血清学的検査（218点）	初期投資が低く簡易に遺伝子診断ができるため。	追加しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。
CK-MB	血液中のCK-MBの測定。	第4検査料、20血液生化学的検査(1)	20 血液生化学的検査(1)	疣贅性心内膜炎など心臓特有の疾患の診断に必要。	追加しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。
総ケトン体	血液中の総ケトン体の測定。	第4検査料、20血液生化学的検査(1)	20 血液生化学的検査(1)	乳汁や尿から検出されない場合でも血中ケトン体が高値を示す場合がある。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
エリスロポエチン	血液中のエリスロポエチンの測定。	第4検査料、20血液生化学的検査(4)	20 血液生化学的検査(4)	多血症の診断に腎由来か否かを判定するため。	追加しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。
腔内薬剤挿入	不妊治療時における留置剤の使用。	第6処置料	47 投薬、48 洗浄・腔洗浄、56 浣腸、59 子宮内薬剤挿入又は67 その他の外科的処置	・プロゲステロン留置における治療法が標準化しており、生産支援のためのプログラムには適用しない。 ・繁殖障害治療薬として広く利用されているプロジェステロン製剤の腔内留置に対応。 ・繁殖障害の有効な治療法であるため。 ・腔内膜炎の治療薬や、他薬剤の挿入を行うため。 ・ホルモン製剤治療無効の場合、CIDR等の腔内留置型製剤の治療が必要となる時がある。 ・卵巣静止、卵胞囊腫の治療に必要。 ・当該診療行為は広く普及し、他の薬剤との併用により、効果を上げる治療である。（直検を含む料金とする。使用した医薬品については増点。）	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。

(説明資料 2)

追加する種別又は区分の名称	追加する種別又は区分についての説明	追加箇所	直接費（A種点数）及び技術料（B種点数－A種点数）が近似すると思われる既存の種別の番号及び名称	追加の理由	方針案
臍ヘルニア簡易固定	テーピングや被覆材等による非観血的臍ヘルニアの整復処置に対する種別。	第6処置料	64 外傷治療 小 第1回	・現在、診療点数表適用細則に基づき、臍ヘルニア簡易固定を行った場合は「その他の外科的処置」を適用しているが、大網・腸管を還納させたり、各々が被覆材を工夫して使ったり、技術的難易度や所要時間が「その他の～」に比べるとやや高いと思われるので、独立して種別を設定すべき。 ・ヘルニア輪の大きさや牛の大きさによっては簡易整復といえども手間と時間を要する。 ・ヘルニアバンドを利用した圧定法は、簡易でよく使われている。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
乳頭腫除去	乳頭の肉芽腫を用手除去又は器具により除去。	第6処置料	48 洗浄・乳房内洗浄	現在、診療点数表適用細則に基づき、乳頭腫であって治療を要する場合、これを切除したときは「その他の外科的処置」を適用しているが、除去には技術が必要であり、時々遭遇する。	追加しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。
糞便微生物移植	長期下痢等の子牛に正常な子牛の糞便を直腸経由で移植する。	第6処置料	47 投薬（胃カテーテルによる投薬）又は54 第一胃内容液投与	・長期下痢に抗生剤を使うより糞移植によってその使用量が減らせられると思われる。 ・主に子牛の難治性下痢症に対し効果が認められている。	追加しない。 一般に普及している診療行為といえないため。
順気	切歯板の順気孔に竹串を挿入する。	第6処置料	67 その他の外科的処置又は83 穿胃	・簡易で効果を認められた治療であり、現在においても慢性鼓脹症、胃腸疾患の治療で実施されている。 ・古くから知られている治療法で、牛の急性鼓脹症・第一胃食滞等に一定の効果がある。	追加しない。 一般に普及している診療行為といえないため。
多血小板血漿処置	自己の血液により作製した多血小板血漿やIRAP（IL-1 receptor antagonist protein）による変形性関節症の治療。	第6処置料	近似種別なし	馬だけでなく、牛でも蹄病や子宮内膜炎の治療での報告がある。自家血清を用いることから牛伝染性リンパ腫等の感染拡大のリスクもない。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
自家血清点眼	牛から採取した血液を遠心分離して得られた血清を点眼する。	第6処置料		眼疾患において、自己血清点眼で治療することがある。畜主に点眼をお願いする場合は、薬治も適用する。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。

(説明資料 2)

追加する種別又は区分の名称	追加する種別又は区分についての説明	追加箇所	直接費（A種点数）及び技術料（B種点数－A種点数）が近似すると思われる既存の種別の番号及び名称	追加の理由	方針案
（未記入）	採取した病変部を刻んだものをリンゲル液に満たし、その後、ガーゼ等でろ過した液を皮下注射する。	第 6 処置料		牛乳頭腫の治療に用いられているため。	追加しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。
胃カテーテルによる胃内ガス除去		第 6 処置料		現在、診療点数表適用細則に基づき、「胃カテーテルによる投薬」を適用するとされているが、不明瞭のため。	追加しない。 胃カテーテルは複数の種別で活用されるため現行の整理が適当。
臍帯洗浄	臍帯炎から化膿した臍帯の洗浄。	第 6 処置料、48 洗浄	48 洗浄 眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄・膣洗浄及び包皮洗浄	比較的症例数があり、効果がみられるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
外耳洗浄		第 6 処置料、48 洗浄	48 洗浄 眼洗浄・涙管洗浄・鼻腔洗浄・膣洗浄及び包皮洗浄	鼓室洗浄と比べて容易であるため、分けて設定する。	追加しない。 「48 洗浄 耳洗浄」に含まれると解される。
鍼通電療法	通電鍼による治療。	第 6 処置料	63 吊起	通電鍼装置が高額。また処置するのに準備から考慮すると 1 時間近く要する。理学的治療と一括りするのに無理がある。	追加しない。 「61 理学的治療」に含まれると解される。
舌損傷手術		第 7 手術料	107 切開手術小	舌損傷の治療として必要。	追加しない。 「107 切開手術」に含まれると解される。
緊急帝王切開	死期が切迫している母牛から、帝王切開により生存可能月齢以上の子牛を取り出す。	第 7 手術料	86 開腹 その他開腹	動物福祉の観点、子牛生存による組合員の利益の観点等から有用である。	追加しない。 胎児は疾病傷害共済の対象ではないため。
尿道内結石破砕	皮膚を切開して露出した尿道内の結石を破砕・除去する。	第 7 手術料	99 膀胱手術又は 100 尿道切開手術	・尿道切開手術を行わずに結石を除去する。 ・最近では尿石症に対して、尿道切開は行わず、切皮後、尿道外部からペンチ等で破砕する方法が行われている。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
子牛の第 1 胃及び第 4 胃切開		第 7 手術料、86 開腹	86 開腹・第 1 胃切開	子牛の胃切開の場合、第 1 胃と同時に第 4 胃も切開し異物等を除去するが多い。	追加しない。 「86 開腹」の点数内に含まれると解されるため。

(説明資料2)

追加する種別又は区分の名称	追加する種別又は区分についての説明	追加箇所	直接費（A種点数）及び技術料（B種点数－A種点数）が近似すると思われる既存の種別の番号及び名称	追加の理由	方針案
肩関節・膝関節・股関節手術	関節面の搔爬が必要な程度の関節膿瘍手術、関節脱臼整復手術、神経切除術に相当するもの。	第7手術料	102 骨折整復・創外固定術	切開手術とは別に、労力に見合った点数で別途設置が必要。手術室にて実施したものに限る。	追加しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。
1日入院	手術を行い、同一の日に入院及び退院した場合に適用。	第8入院料	110 入院	手術室に搬入された患者については、管理が通常の入院畜と同様である。	「110 入院」は日帰り入院も含むと解されるため。
抗菌薬不使用	乳房炎等の診察の結果、抗菌剤の投与の必要性を認めないため抗菌剤を使用せず、治療について必要な指導を行った場合に適用。		2 再診（B点55、A点7）	抗菌剤の慎重使用の推進の観点から、こうした種別が必要だと考える。	追加しない。 予防の取組は給付対象外のため。
乳房炎治療のための頻回搾乳の指導	分離された菌種によっては薬剤を使用せず、頻回搾乳等の指導のみを行う。			有効な抗生剤がない場合、または軽度のCNS感染の場合、頻回搾乳を指導している。	追加しない。 診療行為ではなく、飼養管理上の行為のため。
神経ブロック	・跛行診断や局所麻酔に必要。 ・外傷治療、蹄病処置で行う。 ・蹄病手術・処置に係る疼痛緩和処置。		40 静脈内注射又は70 静脈内灌流	・神経ブロックは知識と技術が必要で、診断や外科治療に必須であるから。 ・疼痛をコントロールし、処置を行いやすくなるため。 ・アニマルウェルフェアの観点から、蹄病の手術・処置に伴う疼痛を緩和するため。また、施術する獣医師の安全のためにも必要。	追加しない。 「38 皮下注射」等の種別に含まれると解されるため。

追加する種別又は区分の名称	追加する種別又は区分についての説明	追加箇所	直接費（A種点数）及び技術料（B種点数－A種点数）が近似すると思われる既存の種別の番号及び名称	追加の理由	方針案
輸血	・貧血、ショック等の牛に対して処置 ・供血牛からの採血及び治療牛への血液投与		9 採血、 41 点滴注射	・ブドウ糖等の栄養補助のみでは不十分と考えられるケースで必要（著しい貧血、子牛の下痢を伴う衰弱時等）。 ・牛の生命を救う手立てとしてやむを得ない場合のみ適用する。 ・実際に広く用いられている治療法であり、代替法がない。 ・子牛の衰弱時に電解質補正のみでは脱水の改善が認められない場合の選択、貧血性ショック時の対応として行うことが多いため。以前は牛伝染性リンパ腫等のリスクから推奨されないということで減ってきていたが、最近は重症例や衰弱例での効果として見直され頻度が増えており、牛伝染性リンパ腫などの対策を講じた上での選択を行っている。 ・新生児虚弱等、重度の貧血治療に特に有効。 ・虚弱子牛に輸血が効果的である。 ・難産等により初乳の摂取ができず、免疫不全に陥った場合や出血等による重度の貧血を呈する症例に必要。	追加しない。 広く学会に認められ一般に普及した診療行為といえないため。
起立不能家畜の体位変換	自ら寝返りできない牛を定期的に寝返りさせる。		63 吊起又は65 第四胃変位簡易 整復	・生体重量の重い成牛の起立不能症に対する圧挫性筋損傷や神経麻痺の緩和対策に有効。 ・二次的筋肉損傷を防ぐため。 ・褥瘡防止に必要な処置であること。また、農家によっては実施が困難な場合があるため。 ・起立不能牛は自力寝返り不可能牛が多く、その結果予後不良となる場合が多々あるため、吊起等により土間へ搬出したり寝返しを行うが、牛舎構造でその処置ができない場合、人力で行う確率が高い。 ・飼養者が高齢の場合、牛の寝返りを行うことが困難。	追加しない。 診療行為ではなく、飼養管理上の行為のため。

家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直しに関する検討表

(2) 種別及び備考の削除

削除する種別又は区分の番号及び名称	削除の理由	方針案
1 初診	農林水産省の説明資料でも初診料の設定金額は診療所ごとに様々であり (https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kyosai/kachiku/r010731/attach/pdf/index-22.pdf)、一律の点数設定を行う根拠に乏しい。	削除しない。必要性、有用性があるため。
21 血清学的検査・ラテックス凝集反応検査、血液凝集反応検査、沈降反応検査	これらの検査は検査試薬も販売されなくなり、現在行われていないのではないかと。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
24 直腸検査	家畜共済診療点数表において、診察とは「病傷の識別を行うために獣医師のとり稟告、望診、触診、打診、骨密度検査及び一般的検査をいい、・・・」とあるが、直腸検査も病傷の識別を行うための手技であり、診察に含まれるものと考えらる。また、「初診」が追加されたこともあるので、削除すべき。	削除しない。必要性、有用性があるため。
32 体腔内異物検査	今はエコーやレントゲンがありあまり実施されていない。	削除しない。一定数の実績があるため。
37 検案・解剖した場合	現場では感染拡大の恐れがあり、実際にはできない。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
45 尾椎注射	適用例がない。(膣脱整復 子宮脱整復時は各手術料に含まれるため)	削除しない。一定数の実績があるため。
46 卵巢直接注射	通常選択する治療法ではなく、現在は行われていない。	削除しない。一定数の実績があるため。
51 塗布又は塗擦	現在、使用法を畜主に指示をして医薬品を交付しているため。	削除しない。一定数の実績があるため。
52 散布	現在、使用法を畜主に指示をして医薬品を交付しているため。	削除しない。一定数の実績があるため。
53 気管内薬剤噴霧	・気管内噴霧用の薬剤が販売されなくなってから時間が経つ。 ・承認されている気管内噴霧用の薬剤がない。 ・承認されている気管内噴霧用の薬剤がないと思われる。	削除しない。一定数の実績があるため。
60 胎盤停滞処置・牛	・処置することにより熱発する事もあり、あえて処置する必要はない。 ・牛では胎盤停滞の除去はすべきでないことがすでに定説であると思われる。	削除しない。一定数の実績があるため。
65 第四胃変位簡易整復	必ず再発して整復手術に至るので、必要ないと思われる。	削除しない。一定数の実績があるため。

(説明資料 2)

削除する種別又は区分の番号及び名称	削除の理由	方針案
75 整歯	牛の診療において必要性を感じたことがない。	削除しない。一定数の実績があるため。
78 気管切開	実施したというのを聞いたことが無い。現在は内視鏡が用いられている。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
105 膝蓋関節脱臼整復手術	実際の現場で実施されることは皆無である。治癒の見込みは無い。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
109 焼烙	消炎剤の塗布等を行っており、焼烙は行わない。	削除しない。一定数の実績があるため。

家畜共済診療点数表中の種別及び備考の見直しに関する検討表

(3) 種別及び備考の変更

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
第 1 診察料	2 人以上で行った場合の増点規定を設定する。	診療すべき家畜の数によって、複数名で同時に行う必要があるため。	変更しない。 現行の診療点数に含まれると解されるため。
1 初診、2 再診	夜間、深夜、休日に診療した場合の増点規定を設定する。	・夜間診療体制、休日診療体制を維持するために一定数の獣医師が必要。 ・往診を夜間・深夜に行った場合の増点は、診察した頭数にかかわらず同じであるため。 ・緊急時等やむを得ない場合以外は診療時間内の受診を農家に促すためにも追加するべき。 ・受付時間による初診料は差があるべき。 ・夜間も対応することがあるため。 ・時間外における軽微な診療の求めを抑止することにつながる。	変更しない。 夜間、深夜に対応した際の増点規定は「3 往診」で設定しているため。
2 再診	薬治、検査、注射、処置又は手術を行う場合も適用とする。	・第 2 診以後も診察を行った上で、その後の治療方針を判断する必要があるため。 ・第 2 診以後も診察を行った上で、薬治、検査、注射、処置又は手術の必要性を判断しているため。 ・注射、処置、手術等を行う上で診察は必ず行うため。	変更しない。 (平成 28 年度の家畜共済小委員会で議論済)
	距離に関係なく往診点数を一律化する。／距離による往診点数の差を圧縮する。	・離農による農家の点在化、診療所の統廃合により、疾病の発生率や診療費と関係なく、一部の組合員の被害率が増加している。距離による加算分を圧縮し、農家間の格差をできるだけ解消したい。 ・農家までの距離が異なり不公平感があるため。 ・診療所の統廃合によって、診療所から遠く離れることで、往診点数が高くなることについて不公平を感じる組合員がいる。 ・診療所からの距離によって点数が変わるのは組合員にとって不公平であるため。	
	高速道路を利用した場合の増点規定を設定する。同様に離島を往診した場合の増点規定を設定する。	・診療所から遠距離の組合員への往診手段として、高速道路を利用せざるを得ない実情がある。離島の診療では、船舶を利用し泊まり込みでの診療となる。 ・診療範囲が広域化し、往診に係る負担が大きくなっているため。	

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
3 往診	日曜・祝日に行った場合の増点規定を設定する。	・日曜・祝日に重症患者の往診を行うことがあるため。 ・週末に往診依頼を受け、休日に連日治療が必要と診断することがあるため。 ・雇用獣医師への休日勤務手当などに充当する必要があるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
	適用細則に基づき、薬治の医薬品を使用している期間中は適用しないとするが、この期間中に獣医師がさらなる治療が必要と判断した場合は、適用できるようにする。	甚急性大腸菌性乳房炎等の重症例は、薬治した医薬品を投与しても治癒することはごく稀で、薬治の医薬品を使用している間に農家から診療を求められることがある。このとき、必要な治療を行ったのであれば、往診を適用とすべきである。	
	地域別の点数を設定する。	都市部近郊では、畜産農家の廃業や交通渋滞の多発により診療効率が極めて悪いため。	
	距離による増点の上限を設定する。	繁殖障害の治療のために、100km以上の距離を往診するのは「通常必要とされる診療その他の行為」とは思われない。	
	1日の平均距離で増点する。	現行では、診療所からの距離によって農家間で診療費の差がでるため。	
	暴風時、暴風雪時だけでなく、大雨時、大雪時も悪天候時とみなして増点できるようにする。	近年、異常気象の発生頻度が高いため。	
	患者の所在地は積雪地域内になくても、診療施設が積雪地域内にある場合も、増点できるようにする。	診療施設の積雪時も往診の手間がかかるため。	
	急患の場合の増点規定を設定する。	往診スケジュールを突然変えなければならないため。	
6 薬治	適用細則に基づき、2日分（診療の際、投与しない場合は3日分）につき1回の点数を適用するとあるが、5日分につき1回とする。	・乳房炎において、全身症状を伴わないものは、乳房注入剤を薬治するが、3日で治癒するものは少ない。獣医師の労務や診療費の低減のためにも延長するべきである。 ・特に抗菌剤を用いる場合、3日連用のみでは完治しない場合も多く、耐性菌の出現を助長する可能性がある。	変更しない。 医薬品の使用に当たっては、最も効果のあるものを経済的に応用することが必要なため。

(説明資料 2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
7 診断書	適用細則の「死亡又は廃用事故の診断書及び認定書には適用しない。」を削除する。	農業者が共済組合やと畜場からの求めに応じて提出する必要があるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
9 採血	生後60日齢以内の牛の採血を行った場合の増点規定を設定する。	子牛は保定にも時間を要し、難易度も高いため。	変更しない。 (平成22年度の家畜共済小委員会で議論済)
10 乳汁簡易検査	畜主が所有する試薬を用いて検査を行った場合の適用について追加する。	畜主が所有する試薬を用いて検査を行った場合であっても、検査を行った獣医師の負担は変わらないため。	変更しない。 獣医師が行った場合は適用できると解されるため。
16 薬剤感受性検査	エンロフロキサシンについて検査を行った場合の増点規定を設定する。	他のディスクと比較して高価であるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
17 細菌分離培養検査	菌種まで同定できる検査を行った場合には、検査結果に係らず細菌分離培養検査の基本点数を適用する。	- 例えば、乳房炎で連鎖球菌の同定を行ったところ、同じ検査過程であっても、S.uberisと同定できた場合は基本点数となり、その他のレンサ球菌（菌種までは同定されず）と判断された時は菌の有無のみを検査した場合の点数となる。S.uberisでないと判断できたことも臨床的には意義がある。 - 菌種の同定に至らない場合であっても、必要な培地や試薬を使用しているため、差別化は必要ない。また、給付回数を制限することにより不要な検査を回避できる。	変更しない。 同定検査の結果に関わらず「17 細菌分離培養」が適用できると解されるため。
17 細菌分離培養検査	臨床型乳房炎以外の感染症についても、選択培地を用いた場合の増点規定を設定する。	乳汁だけでなく、関節液、膿汁、心嚢液、胸水、腹水から選択培地を用いて原因菌を分離・培養する必要があるため。例えば、胃腸炎の原因を特定するため、ハーナーテトラチオン増菌培地、DHL又はMLCB寒天培地で培養することがある。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
16 薬剤感受性検査、 17 細菌分離培養検査	説明資料 2－4 に記載		(事務局からの提案)

(説明資料 2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
20 血液生化学的検査	ポータブル測定器により血糖の測定を行った場合の規定を設定する。	ポータブル測定器を使用して血糖の測定を行うことが増えているため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
23 寄生虫検査	備考 2 の検査キットをイムノクロマト検査、イムノクロマトキットまたはイムノクロマト法に見直す。	寄生虫を検査するELISA検査キットやPCR検査キットもあるため、混乱が生じる。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
	ウイスコンシン法又はビーズ法を行った場合の増点規定を設定する。	・検査器具の種類・時間を考慮。 ・ウイスコンシン変法は検査キットの使用以上に手間を要するため。	
	ロタウイルス用、コロナウイルス用等の複数種類の検査キットを使用した場合、1 種類増すごとに増点されるようにする。	病態把握と治療方針の確定のため複数種類のキットによる検査を行った場合、労力やキット代がかかる。	
	検査キットにより糞便中の細菌の検査を行った場合にも、寄生虫検査の備考の 2 を適用できるようにする。	・寄生虫、ウイルスだけでなく、簡易キットを使用して大腸菌等の細菌の検出を行うことも増えているため。 ・現在、検査キットにより、寄生虫、ウイルスだけでなく、大腸菌やクロストリジウム等の細菌の検査キットを行うことも多いため。	
24 直腸検査	直腸内に手を挿入して骨盤の内部触診を行った際にも適用する。	骨盤の異常の確認には直腸検査は非常に有用である。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
25 穿刺検査	説明資料 2－6 に記載		(事務局からの提案)
29 レントゲン検査	CR又はDRを用いた場合の増点規定を設定する。	・アナログ撮影に比べて導入時のコスト、維持管理費が相当程度かかるため。 ・アナログ撮影に比べて、使用機器の減価償却費がかかる。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
	写真枚数が複数となった場合の増点規定を設定する。	同一の部位に対し、複数回の撮影を必要とする場合があり、その分技術と時間が必要。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。

(説明資料2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
31 超音波検査	備考2のただし書きに基づき、繁殖障害の検査にはドプラ法の点数を適用しないとするが、これを適用することとする。	繁殖障害の検査にもドプラ法が用いられるようになったため。	変更しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。
	肢の検査を行った場合の増点規定を設定する。	蹄病検査等で原因が特定できない場合に利用。現在はまだ普及していないが、今後は正確な診断の為、積極的に利用すべき。	変更しない。 一般に普及している診療行為といえないため。
35 蹄病検査	2肢以上行った場合の増点規定を設定する。	・挙肢しないと検査できないため。 ・肢を挙上し、病変を精査する労力がかかる。 ・2肢以上検査をすることが多く、その分手間がかかっているため。	変更しない。 (平成25年度の家畜共済小委員会で議論済)
	患畜の体重別に増点規定を設定する。	子牛、成牛では挙肢にかかる負担が大きく異なるため。	
37 検案	適用細則の「農業共済組合等又は農業共済組合連合会が事故確認の目的で行った場合には適用しない。」を削除する。	・獣医師は検案により、事故原因の究明を行い、同様の原因による事故が発生しないよう様々な防止策を検討している。近年は種々の伝染病が散発しており、伝染病の発生予防及び拡大防止の観点からもその重要性や社会的な要求は大きい。 ・死亡家畜の検案は、単なる事故確認ではなく、診断を基にした医療行為であるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
	分娩の失敗による胎児死の検案について区分を設定する。	突然死した家畜の検案と分娩の失敗による胎児死の検案では手間が異なるため。	
37 検案・解剖した場合	成牛、育成牛、子牛の区分に細分化する。	大きさにより、時間と労力が大きく異なるため。	
40 静脈内注射	エクステンションチューブを使用した場合の増点規定を設定する。	1本の注射で複数のディスポンリッジの薬剤を同時に注入する場合があるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	20か月齢以上の肥育牛に静脈内注射を行った場合の増点規定を設定する。	危険度が高く、技術が必要なため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	15か月齢以上の肥育牛又は搾乳牛に留置針を使用した場合の増点規定を設定する。	抗菌剤を確実に静脈内に注射する必要があるため。また、保定が大変であるため。	
	生後60日齢以内の牛への増点規定を廃止し、基本点数を見直す。	損害認定等の事務の効率化のため。	(事務局からの提案)

(説明資料2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
41 点滴注射	生後60日齢以内の牛に点滴注射を行った場合の増点規定を設定する。	・特に衰弱しているものに対する注射は高い技術が必要であり、時間を要する場合も多い。 ・衰弱幼齢牛における点滴治療の必要性が高く、かつ難易度も高いため。 ・技術を必要とするため。 ・静脈内注射と同じように技術が必要。 ・難易度が高いため。 ・技術を必要とするため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	点滴の際に輸液ボトル同士の混合、あるいは輸液ボトル内への注射液の混合を行った場合の増点規定を設定する。	・子牛の静注、点滴の際に輸液同士を混ぜて投与内容を調整することが非常に多い、また成牛にあっても輸液内に注射薬剤を混ぜることが実際上多い。 ・抗炎症剤やビタミン剤等を輸液ボトルに注入し調合を行う場合、調剤に対する技術料及びシリンジ等の消耗品の費用を加える必要がある。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	2日以上連続して点滴を行った場合の増点規定を設定する。	・重度の下痢を発症した子牛の救命のため、数日間輸液を連続して行うことがあるため。 ・重度の脱水症、脂肪肝、ケトーシス、子牛の腸炎等に対して2日以上点滴を行う場合、労力及び直接費（頸部への留置針を固定するテープ等）を通常よりも必要とするため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
44 腰椎注射	開腹以外の手術でも適用できるようにする。	膣脱整復、膣脱整復手術、子宮脱整復、難産介助でも必要。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
48 洗浄・乳房内洗浄	甚急性乳房炎以外の乳房炎に対して行った場合も適用できるようにする。	・甚急性乳房炎以外でも乳房内洗浄のみで治癒するケースがあるため。 ・慢性難治性乳房炎、凝固物による搾乳困難な乳房炎、化膿性乳房炎等の治療においても有効であるため。	変更しない。 （平成28年度の家畜共済小委員会で議論済）
48 洗浄・耳洗浄	子牛（60日齢未満）に行った場合の増点規定を設定する。	ゾンデ等の器具が必要なため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
47 投薬	種別の名称を「経口投与」に変更。	種別の内容の明確化のため。	（事務局からの提案）

(説明資料 2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
60 胎盤停滞処置、牛・種豚	適用細則に基づき、胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合、子宮洗浄（牛はB714点、種豚はB570点）を適用するとあるが、それよりも低い増点規定を設定する。	繁殖障害の治療を目的とした子宮洗浄とは異なり、子宮頸管の疎通も容易で、細菌感染の危険性も低いため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
62 乳房内薬剤注入	乳頭チューブを使用した場合の増点規定を設定する。	挿入には技術が必要とされるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
63 吊起	畜主が所有する起立補助器具を用いて行った場合の適用について追加する。	畜主が所有する起立補助器具を用いて行った場合であっても、獣医師の負担は変わらないため。	変更しない。 「63 吊起」の適用には起立補助用具の所有者に関する条件はないため。
64 外傷治療	血管を縫合・結紮した場合の増点規定を設定する。	乳静脈などの大血管の場合は、皮膚や筋肉の縫合に比べて繊細な手技が求められるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	ロバート・ジョーンズ包帯、Velpau Sling、Ehmer Slingを使用した場合の増点規定を設定する。	大量の被覆材を使用し、技術も要するため。	
	使用した止血剤について、増点することができるようにする。	外傷治療の際、止血剤の使用はよくあるため。	
	伸縮性接着包帯の使用分に応じて増点するか、大と小で差をつける。	患部の大きさによって伸縮性接着包帯の使用量が大きく異なるため。	
66 蹄病処置	装着した蹄底ブロックを除去した場合の増点規定を設定する。	除去する場合には時間と労力を要する。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	挙肢作業を行った場合の増点規定を設定する。	手術や処置以上に時間と労力を必要とする場合がある。	
67 その他の外科的処置	蹄病処置及び蹄病手術以外においても、蹄底ブロックを用いた場合の増点規定を設定する。	屈筋腱の弛緩で球節が地面に接触するような場合、筋腱が緊張して治癒するまで、蹄底ブロックを装着する場合がある。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	抜糸を行った場合の増点規定を設定する。	抜糸を伴うことが多いため。	

(説明資料2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
68 鎮静術	適用細則より「鎮静術の全過程についての点数とする。」を削除する。	診療中、再度鎮静が必要な場合がある。鎮静の効果は様々。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	アンチセダンを使用した場合の増点規定を設定する。	股関節脱臼等の二次傷害を防ぐため。	
	関節腔内注射、点滴注射と併せて行った場合も適用できるようにする。	外科手術と同様の衛生管理と保定が必要。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
69 蘇生術	新生子牛の蘇生のため、胎水の排出を目的として子牛を吊り上げた場合の増点規定を設定する。	農家の高齢化に伴い、獣医師が蘇生のため子牛を吊り上げることが多くなっている。	変更しない。 診療行為ではなく、飼養管理上の行為のため。
	気管挿入を行った場合の増点規定を設定する。	気管挿管してアンビューバックによる蘇生を行うことは技術を要し、簡易な人工呼吸とは差別化したほうがいい。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
70 静脈内灌流	局所麻酔時に使用した際にも適用できるようにする。	・診療点数表の備考には感染症に対する治療の目的で行った場合とあるが、それ以外にも局所麻酔による疼痛管理等に使用することもあるため。 ・本法による麻酔は四肢先端部への治療・手術に際して、他の局所麻酔とは比較にならないほど有効であり、積極的に使用することで、治療効果を向上させ得ることが十分期待できるため。	変更しない。 局所麻酔は手術料等の種別に含まれると解されるため。
	子牛に行った場合の増点規定を設定する。	子牛は成牛と比べて静脈が細いため、本手技の難易度が増す。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。

(説明資料2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
第7手術料	2人以上で行った場合の増点規定を設定する。	手術の難度等によって、複数名で同時に行う必要があるため。	変更しない。 難度や時間に応じたB-A点が設定されているため。
	使用した洗浄液について、増点することができるようにする。	対象家畜によって洗浄に用いる生理食塩水の量が異なるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	手術中に患畜が死亡した場合、死亡した時点までに行っていた行為に応じて、対応する種別を適用できるようにする。	手術は完了していない場合、その手術に対する種別を適用できないのはやむを得ないとするが、死亡まで行った行為等に関しては、それまでの行為に対する人件費や器具や医療品等の経費がかかっているため。	変更しない。 最も経済的な診療行為とはいえないため。
	子宮脱整復と同様に、他の手術にも吊起の増点を行えるようにする。ただし、子宮捻転整復・母体の回転法は除く。	施術に先立って起立困難な牛馬を吊起する場合があるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
86 開腹、牛・馬、帝王切開	重度の子宮捻転を併せて整復した場合の増点規定を設定する。	単に帝王切開を実施した場合に比べて、より技術・労力・時間を必要とするため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
86 開腹・腸管手術	腸の切開を行った場合の増点規定を設定する。	・治療のため、切開を行う必要があるため。 ・腸を切開して腸管内の内容物を除去することがあるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
88 ヘルニア整復	剥離を行った場合の増点規定を設定する。	患部が癒着していることが多々あるため。	変更しない。 「86 開腹 その他開腹」の「剥離を行った場合」を適用できると解されるため。
91 膣脱整復手術	膣壁の縫合、膣壁の損傷部から脱出した膀胱の整復を行った場合の増点規定を設定する。	馬および牛において時折発症あり。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
92 子宮脱整復	陰門縫合、圧迫法を行った場合の増点規定をそれぞれ設定する。	子宮脱整復に際し、陰門縫合又は圧迫法を必要とする場合があるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。

(説明資料2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
94 難産介助	介助に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合の増点規定を設定する。	・母牛が起立できない場合、胎児失位の整復は非常に困難なため、吊起によって後躯を引き上げることが多い。 ・乳熱の併発等で牛が起立できない場合が多く、横臥位あるいは伏臥位のまま難産を整復することは非常に困難。 ・牛が起立状態であるか否かにより難易度が変わってくる。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
	会陰切開を行った場合の増点規定を設定する。	産道損傷を防ぐために行うことがあるため。縫合に要する資材、時間は産道損傷縫合と変わらない。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	60分を超えても整復できない場合の増点規定を設定する。	胎子の失位が重度である場合、陣痛が弱い場合、胎子が死亡している場合は60分を超えてしまう。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	切胎を行った回数、箇所もしくは要した時間に応じて増点する。	本法は1カ所、もしくは短時間で終了する場合と複数箇所の切断を必要とし、多大な労力を要する場合があるため。	
	気腫胎（子宮炎を伴う）を摘出後に子宮洗浄を行った場合の増点規定を設定する。	気腫胎を摘出した時において子宮洗浄が必要となるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
95 子宮捻転整復	30分を超えても整復できない場合の増点規定を設定する。	・処置を行う環境や捻転を起こしている部位やその程度によって作業が完了するまでの時間に差があるため。 ・整復に時間を要することがあるため。 ・胎子回転法は難産介助の失位整復とその性質が似ており、かなり長時間を要する場合があるため。	変更しない。 （平成28年度の家畜共済小委員会で議論済）
	子宮弛緩剤の静脈注射を行った場合、薬価だけでなく静脈注射も適用する。	子宮捻転整復時において、子宮弛緩剤を投与するとき以外は、静脈注射を実施することはないため。	変更しない。 手術のために必要な注射は含まれていると解されるため。
	産道の損傷が腹腔に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合の増点規定を設定する。	子宮捻転だけでなく、腹腔に達する産道の損傷が発生することがあるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	子宮捻転を整復した場合のみの種別とし、その後の胎児娩出又は死亡胎児の摘出は別にする。	子宮捻転を整復後、薬剤を投与して数時間後に頸管拡張不全が改善されてから胎児を娩出させる場合が多いため。	
	整復に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助器具を用いて起立させた場合の増点規定を設定する。	起立不能の場合、整復に先立って吊起する必要があるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。

(説明資料 2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
102 骨折整復	適用細則に定めるギプスの使用回数および除去回数の制限をなくす。	・骨折の治癒までにギプスの巻きなおしを複数回必要とすることが多い。 ・子牛は成長に伴い患部（患肢）が太くなるため、ギプスの巻きなおしが必要となる。骨折の種類によっては3回程度の巻きなおしが必要。 ・骨折整復においてギプス交換は複数回必要な処置である。 ・一般的な骨折治癒期間中に、患部の腫脹減退や骨の成長によってギプス包帯のゆるみや圧迫が生じて、何度も交換する必要があるため。 ・骨折整復においてギプスを除去し、再度巻きなおすという処置を複数回要するため。 ・骨折整復を複数回実施する症例も増えており、ギプスの交換に係る点数が1回しか適用できないのは現場のニーズに即していない。 ・子牛の場合、成長が著しいのでギプスの交換が必要。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	使用するギプスの使用量に応じて増点できるようにする。	・骨折した牛の月齢、骨折部位等により使用量が異なるため。 ・患部の部位、範囲によってギプス包帯の使用量が大きく異なるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	複数肢に対して骨折整復を行った場合の増点規定の追加または複数の数量を給付可能とする。	・牛の個体評価額の上昇に伴い、複数肢を骨折した場合でも廃用とせず治療を行うことがあるため。複数肢に対して骨折整復を行った場合は、材料費や労力がさらにかかるため。 ・難産等で複数の肢を骨折する場合がある。肢の骨折整復はそれぞれに相当の処置を要する。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。
102 骨折整復・観血整復術	適用細則に基づき、要した材料の種類及び数量のいかんにかかわらず、この点数を適用するとあるが、ダブルプレートで実施した場合は増点されるようにする。	2枚の骨接合板で整復する場合がある。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
103 ナックル整復	成牛又は子牛ごとにギプス包帯の増点規定を設定する。	対象が成牛又は子牛により必要なギプス包帯の量が異なるため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	スプリントを使用した場合の増点規定を設定する。	治療にスプリントを使用することがあるため。	本委員会における調査審議結果を踏まえ、必要に応じて対応。

(説明資料 2)

種別又は区分 の番号及び名称	見直しの内容	見直しの理由	方針案
106 蹄病手術	蹄病検査を別途適用できるようにする。	肢を挙上し、病変を精査する労力がかかる。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	2 病巣以上行った場合の増点規定を設定する。	同じ肢で 2 つの病巣に対して手術する症例があるため。	
	装着した蹄底ブロックを除去した場合の増点規定を設定する。	除去する場合には時間と労力を要する。	
	挙肢作業を行った場合の増点規定を設定する。	手術や処置以上に時間と労力を必要とする場合がある。	
108 麻酔術	適用細則に基づき、手術で全身麻酔を必要とした場合に限り適用するとあるが、手術以外で必要とした場合にも適用可とする。	馬の外傷治療やレントゲン検査では全身麻酔が必要である。牛のように鎮静のみで行える処置等ではなく、獣医師の生命にも危険が及ぶ。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	牛馬に筋弛緩剤を投与した場合の増点規定を設定する。	知識と経験が必要で、麻酔から覚醒までに 1 時間以上要するため。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
	吊起した場合の増点規定を設定する。	馬において手術後の吊起なしでの覚醒は、馬はもちろん獣医師にも大きな危険を伴う。また、馬は覚醒時の事故率が他の動物との比較でも非常に高く、廃用事故防止の観点からも必須な処置である。麻酔薬使用時の望まれない副反応として興奮作用を認める個体が覚醒時頻発することが原因である。	変更しない。 現行の規定に含まれると解されるため。
全ての種別	夜間・深夜に診療を行った場合の増点規定を設定する。	往診の増点のみでは安すぎる。	変更しない。 本委員会において「3 往診」の見直しを検討するため。
病傷事故給付基準 第 1	繁殖障害に係る直腸検査を除き、臨床病理検査は一病傷事故期間を通して原則 3 回を限度として給付するとあるが、繁殖障害に係る超音波検査も除外する。	機器の普及により、繁殖障害の治療において、超音波検査も直腸検査と同様に行うことが多いため。	変更しない。 通常必要とされる診療行為といえないため。